

2. 施設・設備の復旧・整備に対する補助・融資

1. 中小企業等のグループに対する支援

(1) 中小企業等復旧・復興支援補助

概要

複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。

制度の内容

- ①対象者 複数の中小企業等から構成されるグループ（中堅・大企業の参画も可）、事業協同組合等の組合、商店街
- ②要件
 - 1) グループ等の機能の重要性（以下のいずれか）
 - ・グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること
 >産業全体のサプライチェーンの重要な一翼を担う場合 等
 - ・事業規模や雇用規模が大きく、地域経済・雇用への貢献度が高いこと
 >地域の中核的企業及びその周辺の関連企業が地域の経済・雇用を支える場合 等
 - ・一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループであり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること
 >地域資源を活用する産業群であって川上から川下までの一連の流れを形成している場合 等
 - ・地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと（商店街など）
 - 2) 震災による被害の大きさ
 - ・震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること 等
- ③補助対象 震災で損害を受けた施設・設備の復旧に要する経費。個々の構成員の施設・設備及びグループ等の共有施設・設備のいずれも対象になります。
- ④補助率 国1/2以内、県1/4以内
 （補助対象者が中堅・大企業の場合は、国1/3以内、県1/6以内）
- ⑤補助スキーム 補助金を受けたいグループ等は、当該グループ等の復興事業計画を作成し、県に申請します。県は要件に該当する計画の認定を行い、国から県への交付決定を受けて、補助を行います。

(2) 高度化スキームによる貸付

概要

複数の中小企業等から構成されるグループが事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して、中小機構と県が協調して、県の中小企業支援機関から無利子で貸付を行います。

貸付条件

- ①金利 無利子
- ②返済期間・据置期間 返済20年以内（設備は10年以内）、据置5年以内
- ③自己資金 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要
 （県の負担額は1%又は100万円のいずれか低い額）
- ④貸付対象 施設・設備の復旧・整備に要する経費

お問い合わせ
ご相談はこちら

今後、事業実施の準備のできた県において、募集や申請受付が行われます。それまでの間のお問い合わせは、中小企業庁経営支援課（電話 03-3501-1763）へ。